年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年10月

会社を退職したので、国民健康保険と一緒に国民年金に加入して、免除申請を行った。数年後に免除期間の保険料を納付したので、申立期間が未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に証明書を持参し、A市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請を行ったと述べているところ、同市の国民健康保険の資格取得日は平成5年10月31日であり、その処理が同年11月2日に行われていることから、申立人が国民年金保険料の免除申請を国民年金の加入手続と同時に行ったとする供述に不自然さは見当たらない。

また、オンライン記録によれば、国民年金保険料の免除申請日が平成5年12月23日となっているが、当時、A市では、退職により国民年金保険料の免除申請を行った場合には、特例により国民年金保険料の免除を承認していたことが確認できる上、免除申請日が年度の途中であった場合でも国民年金保険料の免除承認の始期が当該年度当初まで遡って行われていることからも、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、A市に確認したところ、事業所からの退職日証明により国民健康保険の取得年月日を決定することから、国民年金の資格取得日は国民健康保険と同日であったと考えるのが自然であるとの回答が得られた。

しかしながら、オンライン記録によれば、追納申込期間は平成5年11月から6年3月までの期間とされ、申立期間の追納保険料の請求は行われなかったものと考えられる上、A市の平成16年度市・県民税所得課税証明書及び市・県民税申告書でも申立期間の保険料を納付したことが確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から56年3月まで

② 昭和56年6月から同年7月まで

亡くなった母親が保険料を納めていたので詳細は不明であるが、年金を受給していたので私の分も納めてくれていた。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである。また、申立期間当時、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間について保険料を全て納付している上、その夫と同時に昭和50年10月から口座振替による納付に切り替えていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月頃にA市で払い出されていることから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、54年1月23日まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、この加入時点では、申立期間①のうち、同年4月から56年3月までの期間は過年度納付が可能であり、納付意識が高かった母親が保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の姉は、自身が結婚した時期に母親から、弟の国民年金の手続が遅れたので、まとめて納めなくてはいけないと聞いたと証言するほか、会社を退職した以降の国民年金は母親が加入手続をして保険料の納付も行ってくれたとも述べており、A市の国民年金印紙検認状況表から現年度納付であることが確認できることから、申立人の姉の証言も信憑性が高いものと考えられる。

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間である上、前後は納付済

みであり、未納であることが不自然であるものと考えられる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間 については、申立人の国民年金手帳記号番号が56年6月頃に払い出されてい ることから、この時点では、保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間及び同年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年3月まで

私の実姉が、A市の社会保険事務所(当時)に勤務しており、その実姉に勧められて、昭和51年にB市役所C支所に出向き、付加保険料の申請を行った。その後に郵送されてきた納付書の表紙には、付加保険料400円と記載されていたことも明瞭に記憶している。また、昭和55年度の1年間が未納となっているが、加入後は、送られてきた納付書で納付し続けており、この1年間だけ支払わなかったということは無い。申立期間が、未納及び定額保険料のみ納付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間については、12か月と短期間である。

また、申立人の当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、当該期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間における付加保険料納付については、申立人は、昭和59年5月にB市からD村に転居しており、同村においても、付加保険料を納付していたと述べているが、二市町村において、付加保険料の記録のみが欠落したとは考え難く、記録上、特に不備もみられない。

また、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の付加保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の付加保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月に実母が国民年金の加入手続を行い、就職する直前の49年3月まで定期的に国民年金保険料を納付していた。実母は、実兄についても同様に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたにもかかわらず、私だけ申立期間に係る年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は未加入期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人と同様に実母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする実兄は、納付書で毎月保険料を納付していたと実母から聞いたとしているが、A市は申立期間当時の保険料は印紙検認方式で徴収していたと回答している上、実兄の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月頃に払い出されており、42年10月から47年8月までの期間に係る保険料は55年5月に特例納付されているなど記憶が曖昧である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする実母は高齢のため証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間当時の年金手帳を保有していない上、実母から受け取った記憶が無いとしているなど、申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

結婚退職した会社の担当者から国民年金への加入を勧められた。母からも 必ず手続するように言われていたので、加入した以降は付加保険料と共に ずっと納めていた。口座振替を始めた3か月後に国民年金の資格喪失をし た記憶も無く、未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月から国民年金に任意加入して以降は、国民年金保険料及び付加保険料を納付し、申立期間の3か月前である59年7月から口座振替による納付に切り替えて、保険料は欠かさず納付しており、資格の喪失に係る届出を行った記憶は全く無いと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、同年10月2日に任意脱退の申出がされた旨記録されている上、この記録は、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金被保険者として管理されておらず、未加入期間であり、同市から金融機関への口座振替の依頼は行われていなかったものと推認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から61年3月まで

私は、昭和54年にA市へ転居してから国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を1回から3回に分けて納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に 払い出された被保険者の資格取得時期により、昭和61年5月頃に払い出され ていると推認できることから、その時点では、申立期間の大部分は時効により 国民年金保険料を納付することができない上、申立期間当時、別の国民年金手 帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は171か月と長期間に及んでいる上、申立人に国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を聴取しても記憶が曖昧である。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、関係 人の証言が得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年頃から51年頃まで

昭和48年頃から3年ほど、A社(現在は、B社)に勤務していたが、その当時の厚生年金保険の記録が無い。当時の給料から社会保険料が控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定ができないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和51年分の源泉徴収票の支払者欄には、 申立人が勤務していたとされるA社ではなく、C社と記載されている上、申立 人は、A社でアルバイトとして勤務していたとしているにもかかわらず、当該 源泉徴収票の支給金額は当時の申立事業所の同年代の正社員の報酬月額と比 べて著しく高額であることから、当該源泉徴収票の妥当性は認められない。

また、複数の同僚も、申立人は正社員と比べ短時間勤務であったとしているところ、A社の事業主は、当時、アルバイトやパートとして勤務していた従業員は、配偶者の扶養となるように勤務して、厚生年金保険に加入しないことを希望する人が多かった旨回答している。

さらに、A社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、 申立人は申立期間中に、申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる上、 申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年7月1日まで 平成10年6月26日付けで、A社(現在は、B社)からC社(現在は、D 社) E支店F営業所へ月俸55万円の条件で転籍した。資格取得時の標準報 酬月額は、月俸55万円に応じた56万円となっているが、同年10月1日から、36万円に下がっている。移籍条件の月俸が申立期間に下がった記憶は 無く、保険料、税金等を控除後の給与振込額は36万円以上あったので、申 立期間の標準報酬月額を56万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の記録訂正を申し立てている。 しかしながら、D社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していない ことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認するこ とができない。

また、申立人のC社E支店に係る申立期間のオンライン記録は、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、G企業年金基金が管理する申立人の厚生年金基金の標準報酬月額の記録とも一致している。

さらに、C社E支店で申立人と同時期の平成10年6月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員3名についても、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が同年10月の定時決定では、大幅に減額されている。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月8日から23年8月1日まで

昭和20年の終戦直後に結婚し、同年11月8日に夫と共にA社に入社し製造業務に従事した。23年2月16日に本採用になるまでパートとして勤務した。夫の厚生年金保険の資格取得日は入社日と同日であるのに、私の取得日は同年8月1日になっている。人事担当者が資格取得日を誤って届け出たと思われるので、申立期間について記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の供述から、申立人は、昭和20年11月からA社においてパートとして勤務し、申立人が所持する同社に係る複数の辞令から、申立人は、23年2月16日から同社において正社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の夫は、「申立人が昭和23年2月16日に本採用になるまで、申立人はパートだったので、私の扶養家族だったと思う。」と供述している。

また、A社において、申立人と同日の昭和23年8月1日に33人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当時、同社に事務職として勤務していた申立人の夫は、「A社の採用は月に1人か2人ぐらいで30人も同時に入社することは無かった。」旨供述している。

さらに、上記の同日に資格を取得した同僚のうち、2人の者は、「昭和 23 年4月頃に入社した。」旨供述していることから、A社は当時、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、

当時の資料が残っていないため提出できない旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月下旬から26年8月7日まで 昭和24年8月下旬から、A社B工場(現在は、C社)に勤務した。調査 の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間から継続してA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間においてA社B工場で厚生年金保険の被保険者であり、連絡先が確認できた同僚4名に照会をしたところ、回答があった3名は、申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

また、申立人と同様の業務をしていた上記の同僚の1名は、「入社日と厚生 年金保険の資格取得日とは異なっている。」旨供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

加えて、C社は、60 年以上前のことであり、当時の資料は残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から25年7月30日まで 私は、A社に昭和25年7月30日まで勤務した。ねんきん定期便では、資 格喪失日は23年7月30日となっているので、調査の上、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当時の同僚に照会したところ、回答があった複数の同僚は、 申立人の退職日は覚えていないとしており、これらの者から、申立人の申立期 間における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、昭和25年3月19日に退職した同僚は、「自分が退職した時は、申立人は既にいなかった。」と供述し、24年9月5日に入社した同僚は、「自分が入社した時は、申立人は既に退職していた。」旨供述している。

さらに、A社は、当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間に おける勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。